

令和元年 第2回

仁木町議会臨時会会議録

(初議会)

開会 令和元年8月13日(火)

閉会 令和元年8月13日(火)

仁木町議会

令和元年第2回仁木町議会臨時会議事日程

◆日時 令和元年8月13日（火曜日）午前10時40分 開会
◆場所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- 日程第1 仮議席の指定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 選挙第1号 議長の選挙
- 日程第1 会期の決定
日程第2 選挙第2号 副議長の選挙
日程第3 議席の指定
日程第4 常任委員会委員の選任
追加日程第1 議長の常任委員会委員の辞任
日程第5 議会運営委員会委員の選任
日程第6 議会活性化特別委員会の設置・委員の選任
日程第7 議会広報編集特別委員会の設置・委員の選任
日程第8 選挙第3号 後志広域連合議会議員の選挙
日程第9 選挙第4号 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙
日程第10 選挙第5号 北後志消防組合議会議員の選挙
日程第11 選挙第6号 北後志衛生施設組合議会議員の選挙
日程第12 選挙第7号 後志教育研修センター組合議会議員の選挙
日程第13 承認第1号 専決処分事項の承認について
令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）
日程第14 承認第2号 専決処分事項の承認について
令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）
日程第15 議員の派遣
追加日程第2 委員会の閉会中の所管事務調査及び継続審査

令和元年第2回仁木町議会臨時会会議録

開 議 令和 元年 8月13日（火） 午前10時30分
 開 会 令和 元年 8月13日（火） 午前10時40分
 閉 会 令和 元年 8月13日（火） 午後 3時30分

臨 時 議 長 宮 本 幹 夫

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 宮 本 幹 夫

出席議員（9名）

1 番 磨 直 之 2 番 木 村 章 生 3 番 門 脇 吉 春
 4 番 佐 藤 秀 教 5 番 嶋 田 茂 6 番 野 崎 明 廣
 7 番 上 村 智 恵 子 8 番 宮 本 幹 夫 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	産 業 課 参 事	四十坊 供 之
副 町 長	林 幸 治	建 設 課 長	可 児 卓 倫
教 育 長	岩 井 秋 男	教 育 次 長	奈 良 充 雄
総 務 課 長	新 見 信	学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	渡 辺 和 之
財 政 課 長	渡 辺 吉 洋	農 業 委 員 会 会 長	鶴 田 壽 廣
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	泉 谷 享
企 画 課 長	嶋 井 康 夫	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(新 見 信)
住 民 課 長	川 北 享	監 査 委 員	原 田 修
ほ け ん 課 長	岩 佐 弘 樹	監 査 委 員	今 井 聡 裕
産 業 課 長	鹿 内 力 三		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇
 総 務 議 事 係 主 任 佐 藤 祐 亮

開 議 午前10時30分

○議会事務局長（浜野 崇）皆さまおはようございます。

議会事務局長の浜野でございます。

本臨時会は、一般選挙後最初の議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。このため、年長の宮本幹夫議員をご紹介します。

宮本幹夫議員、議長席の方へお移り願います。

○臨時議長（宮本幹夫）只今ご紹介されました宮本幹夫でございます。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙の終わるまでの間、臨時に議長の職務を行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

この度の議会は、仁木町議会議員選挙後の初議会であります。お互いに当選の榮譽に浴し、顔見知りかと存じますが、改めて議員並びに説明員から順次自己紹介をいただきたいと存じます。麿 直之議員からお願いをいたします。

○議員（麿 直之）麿 直之です。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（宮本幹夫）続きまして、木村章生議員。

○議員（木村章生）木村章生です。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（宮本幹夫）続いて、門脇吉春議員。

○議員（門脇吉春）門脇吉春です。今後ともよろしくお願いいたします。

○臨時議長（宮本幹夫）続きまして、佐藤秀教議員。

○議員（佐藤秀教）佐藤秀教です。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（宮本幹夫）続きまして、嶋田 茂議員。

○議員（嶋田 茂）嶋田 茂でございます。よろしくお願いいたします申し上げます。

○臨時議長（宮本幹夫）続きまして、野崎明廣議員。

○議員（野崎明廣）野崎明廣です。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（宮本幹夫）続いて、横関一雄議員。

○議員（横関一雄）横関一雄です。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（宮本幹夫）続いて、上村智恵子議員。

○議員（上村智恵子）上村智恵子です。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（宮本幹夫）続いて、佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）佐藤です。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（宮本幹夫）続きまして、林副町長。

○副町長（林 幸治）林です。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（宮本幹夫）続いて、岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）岩井でございます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（宮本幹夫）続いて、原田代表監査委員。

○代表監査委員（原田 修）原田です。よろしくお願いいたします。

- 臨時議長（宮本幹夫）続きまして、今井監査委員。
- 監査委員（今井聡裕）今井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 臨時議長（宮本幹夫）続いて、鶴田農業委員会会長。
- 農業委員会会長（鶴田壽廣）鶴田です。よろしくお願いいたします。
- 臨時議長（宮本幹夫）次に、総務課長から順次自己紹介をお願いいたします。
- 総務課長（新見 信）総務課長の新見です。よろしくお願いいたします。
- 財政課長（渡辺吉洋）財政課長、渡辺です。よろしくお願いいたします。
- 企画課長（嶋井康夫）企画課長の嶋井です。どうぞよろしくお願い致します。
- 住民課長（川北 享）住民課長の川北です。よろしくお願い致します。
- ほけん課長（岩佐弘樹）ほけん課長の岩佐です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 産業課長（鹿内力三）産業課長の鹿内です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 産業課参事（四十坊供之）産業課参事の四十坊でございます。よろしくお願いいたします。
- 建設課長（可児卓倫）建設課長の可児です。よろしくお願い致します。
- 教育次長（奈良充雄）教育委員会教育次長の奈良です。よろしくお願い致します。
- 学校給食共同調理場所長（渡辺和之）仁木町学校給食共同調理場所長、渡辺でございます。よろしくお願いいたします。
- 会計管理者（伊藤利文）会計管理者の伊藤です。よろしくお願いいたします。
- 農業委員会事務局長（泉谷 享）農業委員会事務局長の泉谷です。よろしくお願いいたします。
- 臨時議長（宮本幹夫）自己紹介が終わりました。

続いて、議会事務局職員の自己紹介をお願いいたします。

- 議会事務局長（浜野 崇）議会事務局長の浜野です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 総務議事係主任（佐藤祐亮）議会事務局の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。
- 臨時議長（宮本幹夫）以上で、自己紹介を終わります。

次に、選挙後初めての議会により、佐藤町長からご挨拶をいただきたいと思ひます。佐藤町長。

- 町長（佐藤聖一郎）仁木町議会議員にご当選されました皆さま、誠におめでとうございます。

改選後、初議会となります令和元年第2回仁木町議会臨時会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和元年第2回仁木町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、お盆時期にもかかわらず、何かとご多忙のところこのようにご出席を賜り厚く御礼申し上げます。また原田代表監査委員、今井識見監査委員、鶴田農業委員会会長におかれましても万障お繰り合わせの上ご出席を賜り誠にありがとうございます。

本日ここに、当選を果たされました議員各位をお迎えし、ご挨拶申し上げる機会をいただきましたことに感謝申し上げますとともに、議員各位には、去る8月4日に施行されました仁木町議会議員の選挙にあたり、厳しい選挙戦を勝ち抜かれ見事当選の栄誉を受けられ、本日初の議会を開催する運びとなりましたことは、私どもにとりましても誠に喜びに堪えません。私が今さら申し上げるまでもなく、議会は地方公共団体の意思決定機関であり、取りも直さず町民の幸せを最優先し、町民の立場での意思決定に他ならないところでございます。行政として執行権を行使できる背景には、議会の適切なる抑制と均衡ある議決が十分担保されなければなりません。したがいまして、なお一層のご提言とご指摘、ご指導を賜りますよう

心からお願いを申し上げる次第でございます。また、町民から選ばれました町議会議員の皆さま、そして私も共に目指すところは同じであり、町民が安心して生活できる住みよい町づくり、町の更なる発展を目指して、共に全力で邁進してまいりたいと考えております。ただ、これまでの町行政とは違い、当選証書付与式でも申し上げましたが、昨今の市町村を取り巻く情勢は大変厳しい局面を迎えております。本町もこれを契機に、これまでも増して町民のため、より良いまちづくりに向けて、今こそ議会と行政が一丸となって取り組んでいかなければならないと考えているところであります。どうか議員各位におかれましては、これからの4年間、住民福祉の更なる向上と輝くまちづくりに向け、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、ますますご健勝でご活躍くださいますようご祈念申し上げます、臨時会（初議会）開会にあたっての言葉とさせていただきます。

それでは、本臨時会に提出いたしました案件は、承認第1号「専決処分事項の承認について・令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）」及び、承認第2号「専決処分事項の承認について・令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）」の2件であります。格別のご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます、第2回仁木町議会臨時会（初議会）開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（宮本幹夫）町長の挨拶が終わりました。

開 会 午前10時40分

○臨時議長（宮本幹夫）只今から、令和元年第2回仁木町議会臨時会を開会します。

只今の出席議員は、9名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（宮本幹夫）日程第1『仮議席の指定』を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席とします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（宮本幹夫）日程第2『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、臨時議長において行います。1番・磨 直之議員及び2番・木村章生議員を指名いたします。

日程第3 選挙第1号

議長の選挙

○臨時議長（宮本幹夫）続いて日程第3、選挙第1号『議長の選挙』を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

〔事務局職員、議場施設〕

○臨時議長（宮本幹夫）只今の出席議員数は9名です。

次に、立会人を指名します。仁木町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に門脇議員及び佐

藤議員を指名します。

投票用紙を配布します。事務局お願いいたします。

〔投票用紙配布〕

○臨時議長（宮本幹夫）投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（宮本幹夫）「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

〔臨時議長、投票箱点検〕

○臨時議長（宮本幹夫）「異状なし」と認めます。只今から投票を行います。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順次投票記載所にて投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

点呼を命じます。浜野局長。

○議会議務局長（浜野 崇）お名前を呼び上げます。お2人ずつお願いいたします。

1番・磨 議員、2番・木村議員、お願いいたします。3番・門脇議員、4番・佐藤議員、お願いいたします。5番・嶋田議員、6番・野崎議員、お願いいたします。8番・横関議員、9番・上村議員、お願いいたします。宮本臨時議長は議長席で記載の上、投票願います。以上でございます。

○臨時議長（宮本幹夫）投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（宮本幹夫）「投票漏れなし」と認めます。これで、投票を終わります。

これから、開票を行います。門脇議員及び佐藤議員、開票の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（宮本幹夫）それでは、立会人、自席へお戻りください。

選挙の結果を報告いたします。投票総数9票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票9票、無効投票0票でございます。有効投票のうち、横関議員8票、嶋田議員1票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は3票です。したがって、横関議員が議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

〔事務局職員、議場解錠〕

○臨時議長（宮本幹夫）只今、議長に当選された横関議員が議場にいらっしゃいます。

仁木町議会会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

議長に当選された横関議員から発言を求められておりますので、これを許します。横関議員、演壇にて発言願います。横関議員。

○議長選挙当選人（横関一雄）只今、皆さまよりご推挙され、議長を拝命しました横関一雄でございます。

大変身が引き締まる思いでいっぱいでございます。この新しい令和元年の年、皆さまと共にですね、より良いまちづくりに励んでいきたいと思っております。大変微力ではございますけれども、これから皆さまのご協力をよろしくお願い申し上げまして、簡単措辞でありますけれども、議長就任の挨拶に代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○臨時議長（宮本幹夫）これで、臨時議長の職務はすべて終了しました。ご協力ありがとうございました。

それでは横関議長、議長席にお着き願いたいと思います。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前10時57分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

議事日程の追加分は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第1『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日8月13日の1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日8月13日の1日限りとすることに決定しました。

日程第2 副議長の選挙

○議長（横関一雄）日程第2、選挙第2号『副議長の選挙』を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

〔事務局職員、議場施錠〕

○議長（横関一雄）只今の出席議員数は9名です。

次に、立会人を指名します。仁木町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に嶋田議員及び野崎議員を指名します。投票用紙を配布します。事務局お願いします。

〔投票用紙配布〕

○議長（横関一雄）投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

〔議長、投票箱点検〕

○議長（横関一雄）「異状なし」と認めます。只今から投票を行います。

念のため申し上げます。投票用紙は単記無記名です。事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順次投票記載所にて投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

点呼を命じます。浜野局長。

○議会事務局長（浜野 崇）お名前を呼び上げます。お2人ずつお願いいたします。

1番・磨 議員、2番・木村議員、お願いいたします。3番・門脇議員、4番・佐藤議員、お願いいたします。5番・嶋田議員、6番・野崎議員、お願いいたします。7番・宮本議員、9番・上村議員、お願いいたします。横関議長は議長席で記載の上、投票願います。以上でございます。

○議長（横関一雄）投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「投票漏れなし」と認めます。これで、投票を終わります。

これから、開票を行います。嶋田議員及び野崎議員、開票の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○議長（横関一雄）立会人、自席へお戻りください。

選挙の結果を報告します。投票総数9票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票9票、無効投票0票です。有効投票のうち、宮本議員5票、佐藤議員4票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は3票です。したがって、宮本議員が副議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

〔事務局職員、議場解錠〕

○議長（横関一雄）只今副議長に当選された、宮本議員が議場にいらっしゃいます。

仁木町議会会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

副議長に当選された宮本議員から発言を求められておりますので、これを許します。宮本議員、演壇にて発言願います。

○副議長選挙当選人（宮本幹夫）只今の結果、私ごときが副議長という重責を担わせていただくことになりました。もとより浅学非才でございますが、議長、又は議員の皆さんと同様に、議会運営をスムーズに進むことと、豊かなまちづくりのために、一生懸命努力していきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（横関一雄）これで、日程第2、選挙第2号『副議長の選挙』を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時10分

再 開 午後 2時30分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第3 議席の指定

○議長（横関一雄）日程第3『議席の指定』を行います。

議席は、仁木町議会会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定します。議席番号と名前を事務局長に朗読させます。浜野局長。

○議会事務局長（浜野 崇）議席番号とお名前を読み上げます。

1番・磨 直之議員。2番・木村章生議員。3番・門脇吉春議員。4番・佐藤秀教議員。5番・嶋田 茂議員。6番・野崎明廣議員。7番・上村智恵子議員。8番・宮本幹夫副議長。9番・横関一雄議長。以上でございます。

○議長（横関一雄）只今朗読したとおり議席を指定します。

議席が決まりましたので、それぞれ、只今の指定の議席にお着き願います。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時31分

再 開 午後 2時32分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第4 常任委員会委員の選任

○議長（横関一雄）日程第4『常任委員会委員の選任』を行います。

常任委員会委員の選任については、仁木町議会委員会条例第2条の規定により、総務経済常任委員会の一常任委員会であり、その定数は9人です。議員は、仁木町議会委員会条例第6条第1項により、常任委員となるものと規定されています。したがって、議員全員を指名することに決定します。

暫時休憩します。

再 開 午後 2時32分

再 開 午後 2時33分

○副議長（宮本幹夫）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

只今、総務経済常任委員会委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。議長はその職責上、どの委員会にも出席して発言できる権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会に委員として所属することは適当ではなく、また、行政実例でも議長については辞任を認められているところでもあるため、総務経済常任委員を辞任したいとするものであります。本件審議にあたって議長は、除斥となるため、あらかじめ議長には退席を求めております。

お諮りします。『議長の常任委員会委員の辞任』を日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本幹夫）「異議なし」と認めます。

したがって、『議長の常任委員会委員の辞任』を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議長の常任委員会委員の辞任

○副議長（宮本幹夫）それでは、追加日程第1『議長の常任委員会委員の辞任』を議題とします。

お諮りします。『議長の常任委員会委員の辞任』について、許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本幹夫）「異議なし」と認めます。

したがって、『議長の常任委員会委員の辞任』については、許可することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時38分

再開 午後 2時41分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩中に総務経済常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので報告します。総務経済常任委員会委員長に嶋田 茂議員、副委員長に門脇吉春議員が互選されましたので報告します。

日程第5 議会運営委員会の選任

○議長（横関一雄）日程第5『議会運営委員会委員の選任』を行います。

議会運営委員会委員の選任については、仁木町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長より指名します。議会運営委員会委員の定数は5人です。

議会運営委員会委員には、門脇議員、佐藤議員、嶋田議員、野崎議員、上村議員。以上5人の方を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、只今指名しましたとおり選任することに決定しました。暫時休憩します。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時45分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

議会運営委員会委員長に野崎明廣議員、副委員長に上村智恵子議員が互選されましたので報告します。

日程第6 議会活性化特別委員会の設置・委員の選任

○議長（横関一雄）日程第6『議会活性化特別委員会の設置・委員の選任』を議題とします。

本件については、地方分権の進展に伴い、議会及び議員の果たすべき役割や責務はますます増大し、その役割を果たすためには、その機能の拡充を図ることが必要であることから、議会の活性化に関する調査・研究を行うため設置するものであります。

お諮りします。本件、議会活性化特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議会活性化特別委員会については、設置することに決定しました。

お諮りします。只今設置された議会活性化特別委員会の委員は8人とし、その調査期間は調査・研究が終了するまで、議会の閉会中も継続して調査を行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議会活性化特別委員会の委員は8人とし、その調査期間は調査・研究が終了するまで議会の閉会中も継続して調査を行うことに決定しました。

只今設置されました議会活性化特別委員会の委員の選任については、仁木町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長より指名します。

議会活性化特別委員会委員に議長を除く全議員、8人を指名したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議会活性化特別委員会委員は、只今指名しましたとおり、選任することに決定しました。暫時休憩します。

休 憩 午後 2時48分

再 開 午後 2時50分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩中に議会活性化特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので報告します。

議会活性化特別委員会、委員長に上村智恵子議員、副委員長に磨 直之議員が互選されましたので報告します。

日程第7 議会広報編集特別委員会の設置・委員の選任

○議長（横関一雄）日程第7『議会広報編集特別委員会の設置・委員の選任』を議題とします。

本件については、これまで発行してきた仁木町議会の広報紙「議会だより」を引き続き発行するため、設置するものであります。

お諮りします。本件、議会広報編集特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議会広報編集特別委員会については、設置することに決定しました。

お諮りします。只今設置された議会広報編集特別委員会の委員は4人とし、その任期は議員の任期満了までとしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議会広報編集特別委員会の委員は4人とし、任期は議員の任期満了までとすることに決定しました。

只今設置されました議会広報編集特別委員会の委員の選任については、仁木町議会委員会条例第6条第4項の規定により議長より指名します。議会広報編集特別委員会委員に、磨 議員、木村議員、門協議員、野崎議員、以上4人の方を指名したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議会広報編集特別委員会委員は、只今指名したとおり選任することに決定しました。
暫時休憩します。

休 憩 午後 2時53分

再 開 午後 2時55分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩中に、議会広報編集特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので報告します。

議会広報編集特別委員会委員長に野崎明廣議員、副委員長に木村章生議員が互選されましたので報告します。

日程第8 選挙第3号

後志広域連合議会議員の選挙

○議長（横関一雄）日程第8、選挙第3号『後志広域連合議会議員の選挙』を行います。

趣旨説明を事務局長にさせます。浜野局長。

○議会事務局長（浜野 崇）説明いたします。

後志広域連合議会議員の定数は、規約第7条で後志16町村の議会から各1人の16人と規定されております。したがって、当議会において被選挙人1人を、規約第8条第1項の規定に基づき、選挙を行うものであります。なお、任期につきましては、規約第9条により関係町村議会の議員としての任期によると規定されております。以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

この選挙は、只今説明のとおり、議員のうちから1人を選挙するものであります。

お諮りします。選挙の方法は、休憩中に協議したとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。後志広域連合議会議員に宮本幹夫議員を指名します。

お諮りします。只今議長が指名した、宮本幹夫議員を後志広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、只今の選挙の結果、宮本幹夫議員が後志広域連合議会議員に当選しました。

只今当選されました宮本幹夫議員が議場にいらっしゃいます。仁木町議会会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第9 選挙第4号

北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙

○議長（横関一雄）日程第9、選挙第4号『北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙』を行います。
趣旨説明を事務局長にさせます。浜野局長。

○議会事務局長（浜野 崇）説明いたします。

北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の定数は、規約第7条で小樽市の議会から11人、関係5か町村の議会から各2人の合計21人と規定されております。したがって、当議会において被選挙人2人を規約第8条第1項の規定に基づき、選挙を行うものであります。なお、任期につきましては、規約第9条により、関係市町村議会の議員としての任期によると規定されております。以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

この選挙は、只今説明のとおり、議員のうちから2人を選挙するものであります。

お諮りします。選挙の方法は、休憩中に協議したとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって、2人の方を指名推選にしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に宮本幹夫議員、私、横関一雄を指名します。

お諮りします。只今議長が指名した、宮本幹夫議員、私、横関一雄を北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、只今の選挙の結果、宮本幹夫議員、私、横関一雄が、北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に当選しました。

只今当選された宮本幹夫議員が議場にいらっしゃいます。仁木町議会会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第10 選挙第5号

北後志消防組合議会議員の選挙

○議長（横関一雄）日程第10、選挙第5号『北後志消防組合議会議員の選挙』を行います。

趣旨説明を事務局長にさせます。浜野局長。

○議会事務局長（浜野 崇）説明いたします。

北後志消防組合議会議員の定数は、規約第5条第1項で、関係5か町村の町村長と議会から各1人の合計10人と規定されております。

したがって、当議会において被選挙人1人を規約第5条第2項の規定に基づき、選挙を行うものであります。なお、任期につきましては、規約第6条により関係町村議会の議員としての任期によると規定されております。以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

この選挙は只今説明のとおり、議員のうちから1人を選挙するものであります。

お諮りします。選挙の方法は、休憩中に協議したとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

北後志消防組合議会議員に、私、横関一雄を指名します。

お諮りします。只今議長が指名した、私、横関一雄を北後志消防組合議会議員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、只今の選挙の結果、私、横関一雄が北後志消防組合議会議員に当選しました。

日程第11 選挙第6号

北後志衛生施設組合議会議員の選挙

○議長（横関一雄）日程第11、選挙第6号『北後志衛生施設組合議会議員の選挙』を行います。

趣旨説明を事務局長にさせます。浜野局長。

○議会事務局長（浜野 崇）説明いたします。

北後志衛生施設組合議会議員の定数は、規約第5条第1項で、関係5か町村の町村長と議会から各1人の合計10人と規定されております。したがって、当議会において被選挙人1人を規約第5条第2項の規定に基づき、選挙を行うものであります。なお、任期につきましては、規約第6条により関係町村議会議員としての任期によると規定されております。以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

この選挙は、只今説明のとおり、議員のうちから1人を選挙するものであります。

お諮りします。選挙の方法は、休憩中に協議したとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。北後志衛生施設組合議会議員に、私、横関一雄を指名します。

お諮りします。只今議長が指名した、私、横関一雄を北後志衛生施設組合議会議員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、只今の選挙の結果、私、横関一雄が北後志衛生施設組合議会議員に当選しました。

日程第12 選挙第7号

後志教育研修センター組合議会議員の選挙

○議長（横関一雄）日程第12、選挙第7号『後志教育研修センター組合議会議員の選挙』を行います。

趣旨説明を事務局長にさせます。浜野局長。

○議会事務局長（浜野 崇）説明いたします。

後志教育研修センター組合議会議員の定数は、規約第6条第1項で定数は20人、第2項で関係市町村の長と議会が協議によって選出した者1人とするとそれぞれ規定されております。したがって当議会において被選挙人1人を規約第6条第2項の規定に基づき、選挙を行うものであります。なお、任期につきましては、規約第7条により、関係町村議会の議員としての任期によると規定されております。以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

この選挙は、只今説明のとおり、議員のうちから1人を選挙するものであります。

お諮りします。選挙の方法は、休憩中に協議したとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。後志教育研修センター組合議会議員に、佐藤秀教議員を指名します。

お諮りします。只今議長が指名した、佐藤秀教議員を後志教育研修センター組合議会議員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、只今の選挙の結果、佐藤秀教議員が後志教育研修センター組合議会議員に当選しました。

只今当選された、佐藤秀教議員が議場にいらっしゃいます。仁木町議会会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第13 承認第1号 専決処分事項の承認について

令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）

○議長（横関一雄）日程第13、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第1号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求め。令和元年8月13日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和元年7月12日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）。令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ183万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億2364万6000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和元年7月12日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。詳細につきましては、渡辺財政課長の方からご説明いたしますので、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）承認第1号、専決処分事項の承認について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。19款、繰入金を補正いたしまして歳入合計額に補正額の183万4000円を追加し、補正後の合計額を37億2364万6000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費、3款、民生費及び10款、教育費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の183万4000円を追加し、補正後の合計額を37億2364万6000円とするものでございます。

3ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源が183万4000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため183万4000円を追加するものでございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は48万8000円の追加でございます。これは農業委員会に対する損害賠償請求に係る顧問弁護士への委託料の追加でございます。2項、徴税費、1目、税務総務費は80万4000円の追加でございます。合併処理浄化槽整備事業及び仁木町定住促進住宅補助事業に係る補助金の税申告の取扱変更に伴う所得の変更により、町道民税還付が発生し、その必要額の追加でございます。

8ページをお開き願います。3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は7万7000円の追加でございます。こちらも合併処理浄化槽整備事業及び仁木町定住促進住宅補助事業に係る補助金の税申告の取扱変更に伴う所得の変更により還付が発生し、追加するものでございます。

9ページをお開き願います。10款、教育費、3項、中学校費、2目、教育振興費は46万5000円の追加でございます。こちらも合併処理浄化槽整備事業及び仁木町定住促進住宅補助事業に係る補助金の税申告の取扱変更に伴う所得の変更により発生し、追加するものでございます。以上で承認第1号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

日程第14 承認第2号 専決処分事項の承認について

令和元年度余市郡仁木町後期高齢者特別会計補正予算（専決第1号）

○議長（横関一雄）日程第14、承認第2号『専決処分事項の承認について・令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第2号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求めます。令和元年8月13日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和元年7月12日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）。令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7443万4000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和元年7月12日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。詳細につきましては渡辺財政課長の方からご説明申し上げますので、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）承認第2号、専決処分事項の承認について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。5款、諸収入を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の6万3000円を追加し、補正後の合計額を7443万4000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。3款、諸支出金を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の6万3000円を追加し、補正後の合計額を7443万4000円とするものでございます。

3ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から5款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源が6万3000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。5款、諸収入、2項、償還金及び還付加算金、1目、保険料還付金につきましては6万3000円の追加でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。3款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、1目、保険料還付金につきましては6万3000円の追加でございます。後期高齢者医療特別会計の補正につきまし

ては合併処理浄化槽整備事業及び仁木町定住促進住宅補助事業に係る補助金の税申告の取扱変更に伴う所得の変更により発生し、追加するものでございます。以上で、承認第2号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第2号『専決処分事項の承認について・令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第2号『専決処分事項の承認について・令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

日程第15 議員派遣

○議長（横関一雄）日程第15『議員派遣』を議題とします。

本件については、8月29日、積丹町で開催されます後志町村議会議長会主催による議員研修会に全議員を派遣するものであります。

お諮りします。本議員研修会に全議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、8月29日、積丹町で開催されます研修会へ全議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。先ほど、嶋田総務経済常任委員会委員長から、所管する事務事項について、野崎議会運営委員会委員長から、次期議会の会期日程等議会運営に関する事項について、野崎議会広報編集特別委員会委員長から、議会広報の編集に関して、委員会の閉会中の所管事務調査及び継続審査についての申し出がありました。委員会の閉会中の所管事務調査及び継続審査を日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、委員会の閉会中の所管事務調査及び継続審査を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2 委員会の閉会中の所管事務調査及び継続審査

○議長（横関一雄）追加日程第2『委員会の閉会中の所管事務調査及び継続審査』を議題とします。

お諮りします。嶋田総務経済常任委員会委員長、野崎議会運営委員会委員長、及び野崎議会広報編集特別委員会委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の所管事務調査及び継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、委員会の閉会中の所管事務調査及び継続審査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時25分

再 開 午後 3時26分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）令和元年第2回仁木町議会臨時会（初議会）の閉会にあたり一言お礼のご挨拶を申し上げます。

まずは、本臨時会におきまして、議長並びに副議長、総務経済常任委員長、議会運営委員長、議会活性化特別委員長、議会広報編集特別委員長、各副委員長はじめ、後志広域連合議会議員、北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員、北後志消防組合・衛生施設組合議会議員、後志教育研修センター組合議会議員が、各位の総意により決定されましたので、仁木町を代表いたしまして、心から就任のお祝いと、今後のご活躍をご期待申し上げる次第でございます。さて、5月に開催されました第1回臨時会冒頭の挨拶の際にも、統一地方選挙投票率低下について申し上げましたが、その後7月に行われました参院選の投票率も、48.80%と50%を割る低投票率となりました。また、この度の仁木町議会議員選挙の投票率は77.45%で、4年前の投票率より2.3%低下し、町内の投票所6か所の投票結果を分析しますと、大江・然別以外の地区は、いずれも投票率が低下しました。特に町民センターの投票所第1区では、投票率48.88%と5割を切った結果となり、地域間でも投票率の格差が如実にあらわれ始めてきております。政治離れの要因が様々あるにしても、これから先の未来を創造した際に、自らの国や地域に関心を示さない者たちが増加していくことは憂うべき事態であります。これらの課題を解決するためにも、我々行政、議員の皆さま、地域住民の皆さんが一丸となり、まちづくりを進めていくことが重要でありますので、1人でも多くの意識改革、地域参加に向けての環境づくりを目指してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

そしてこの度新たに就任されました正副議長をはじめ、各委員等に就任されました議員各位におかれましては、今後は違う立場や環境の中で、これまで培ってこられました豊富な経験と卓越した手腕を更に発揮され、町の発展のため、自立したまちづくりを推進するため、なお一層のお力添え、ご理解を賜りますよう切にお願い申し上げます。結びに、初議会におきまして上程いたしました承認案件につきましてご決定を賜り、衷心より感謝申し上げます。まだ暑さが続くと思われませんが、これから各地域の行事がいろいろと控えておりますので、くれぐれもご自愛くださいますことをご祈念申し上げ、本臨時会の閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。本臨時会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和元年第2回仁木町議会臨時会を閉会します。初議会でのご審議、大変、誠にご苦労様でした。

閉 会 午後 3時30分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

臨時議長

議長

署名議員

署名議員

令和元年第2回仁木町議会臨時会議決結果表

会 期 令和元年8月13日～8月13日（1日間）

（開会～午前10時40分／閉会～午後3時30分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
選挙第1号	議長の選挙	R1. 8. 13	当 選 (横関一雄)
選挙第2号	副議長の選挙	R1. 8. 13	当 選 (宮本幹夫)
選挙第3号	後志広域連合議会議員の選挙	R1. 8. 13	当 選 (宮本幹夫)
選挙第4号	北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙	R1. 8. 13	当 選 (横関一雄) (宮本幹夫)
選挙第5号	北後志消防組合議会議員の選挙	R1. 8. 13	当 選 (横関一雄)
選挙第6号	北後志衛生施設組合議会議員の選挙	R1. 8. 13	当 選 (横関一雄)
選挙第7号	後志教育研修センター組合議会議員の選挙	R1. 8. 13	当 選 (佐藤秀教)
承認第1号	専決処分事項の承認について 令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）	R1. 8. 13	承認可決
承認第2号	専決処分事項の承認について 令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）	R1. 8. 13	承認可決